国籍喪失届

- 1. 国籍法第11条第1項は、「日本国民は、<u>自己の志望によって外国の国籍を取得したとき</u>は、日本の国籍を失う。」と定めています。例えば、米国永住権(グリーンカード)を持った日本人が米国市民権を取得した場合はこれに該当します。よって、帰化により米国籍を取得した場合には、日本と米国の重国籍にはならず、日本国籍を失うことになります。
- 2. 本人、配偶者または四親等内の親族は、国籍喪失の事実を知った日から3ヶ月以内に届出しなければなりません。
- 3. 届出がされず戸籍は消除されていない場合でも国籍を喪失していることには変わりはありません。

必要書類

- ① 国籍喪失届 2通
- ② 帰化証明書の代わりとなる宣誓口供書(Affidavit) 原本1通と写し1通
- ※ 帰化証明書(Certificate of Naturalization)の原本と Affidavit form を Notary Public に提示し認証 印(Notarized seal)を受けてください。
- ③ 上記②の和訳文 1通
- ④ 外国籍取得日から3か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1通
- ⑤ 有効な日本旅券を所持されている方は旅券を失効する必要がありますので当館までご持参ください。 来館できない場合には事前に当館戸籍係までご相談ください。

注意事項

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- 場合により追加書類が必要なときがありますので詳細は当館戸籍係までお問合せください。

届出方法

当館へ直接届出をするほか、当館または日本の本籍地役場へ郵送することもできます。

戸籍の記載までの日数

当館にて受付の場合、概ね1~2ヶ月を要しています。 戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場 へお願いします。

問合せ&送付先

Consulate-General of Japan Consular Section (Koseki/戸籍) Phipps Tower 3438 Peachtree Road, Suite 850 Atlanta, GA 30326

☎(404) 240 - 4300 内線 3032 ☎(404) 926 - 3032(直通)

ryoji@aa.mofa.go.jp